

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(五件)

◇ 選管告示

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

告 示

鳥取県告示第百三十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一一七	昭和五十二年二月一日
鳥取県西部医師会 休日急患診療所	米子市加茂町一丁目一	
森 医 院	西伯郡西伯町大字福成九八五	
今宮齒科医院	鳥取市湖山町一一九四ノ七一	五日
谷 岡 薬 局	鳥取市東品治町一一四ノ一	四日

鳥取県告示第百三十四号

昭和五十二年一月十二日付けで気高町から申請のあつた土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十五号

北条町から申請のあつた町営土地改良(島地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十六号

河原町から申請のあつた町営土地改良(稲常地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十七号

関金町から申請のあつた町営土地改良(横谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月二十一日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十八号

淀江町から申請のあつた町営土地改良(本宮地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十九号

米子市から申請のあつた市営土地改良(別所地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和五十一年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選

挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法
(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により告示
する。

昭和五十二年二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、六五九人